

## 可児市農地銀行制度（概略）

購入や借り受け希望を持っている農家の方等（借り手）の情報を、農地を売却や貸出しを希望する農地をお持ちの農家の方（貸し手）へ照会します。

### 制限・条件

- ・貸し手の承諾がなければ、貸し手の情報は提供しません。
- ・借り手の登録申請には、貸し手への情報提供をすることを条件としています。
- ・農地転用目的や開発目的等の営利目的による恐れがある場合には、あつせんしません。
- ・特別の事情がない限り、最低3年間は適正に作付けし肥培管理することが条件です。
- ・貸借・売買は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行っていただきます。
- ・貸借・売買できるのは、農業のために利用される農地に限ります。
- ・借り手は、農用地のすべてについて耕作し、農作業に常時従事することが要件です。
- ・賃貸料や期間は、双方の話し合いで決めます。
- ・約束の期限がくると、離作料なしで返還されます。再設定もできます。
- ・原則として途中解約はできませんが、双方が合意すれば途中解約ができます。

### あつせんの手順

- ①貸し手も借り手も農地銀行への登録申請をしていただきます。
- ②貸し手へ借り手の情報を提供します。
- ③貸し手の承諾を得てから、借り手へあつせんと情報提供をします。
- ④双方が合意します。
- ⑤あつせんが成立した土地は、農業経営基盤強化促進法第18条の手続（農業委員会の承認が必要）により貸借等を結びます。

